

令和7年第7回矢掛町議会第4回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和7年12月9日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （閉会） 午前10時46分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総務防災課長	稲 田 欽 也
企 画 課 長	平 井 勝 志	財 政 課 長	松 嶋 良 治
町 民 課 長	佐 藤 澄 江	税 務 課 長	守 屋 裕 文
健康推進課長	小 川 公 一	こどもみらい課長	楠 木 貴 子
福祉介護課長	片 岡 崇	産業観光課長	池 田 敏 之
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上下水道課長	丹 下 裕 之
教 育 課 長	西 山 弘 之	会 計 管 理 者	松 嶋 良 治
建 設 課 参 事	黒 瀬 純 一	病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆
介護老人保健施設事務長	小 出 優 子	総務防災課長代理	立 川 人 士
財 政 課 主 幹	小 出 健 司		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 妹 尾 一 正 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第74号 矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営
 に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第75号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第76号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第77号 矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第78号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第79号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第80号 矢掛町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第81号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第82号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第83号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第84号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第85号 矢掛町企業立地促進条例を廃止する条例制定について
- 議案第86号 矢掛町放置自転車等対策条例制定について
- 議案第87号 矢掛町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 議案第88号 矢掛町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第89号 アウトドアヴィレッジやかげ設置条例制定について
- 議案第90号 矢掛町都市公園の指定管理者の指定について
- 議案第91号 アウトドアヴィレッジやかげの指定管理者の指定について
- 議案第92号 令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第93号 令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第94号 令和7年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第95号 令和7年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第96号 令和7年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第97号 令和7年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第98号 令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第99号 令和7年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について

て

陳情第 6 号 選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める

陳情

日程第 2 議案第101号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。今月3日の本会議に引き続き御苦労さまです。ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 委員長報告 議案第74号 矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第75号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第76号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第77号 矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第78号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第79号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第80号 矢掛町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第81号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第82号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第83号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第84号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第85号 矢掛町企業立地促進条例を廃止する条例制定について
- 議案第86号 矢掛町放置自転車等対策条例制定について
- 議案第87号 矢掛町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 議案第88号 矢掛町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第89号 アウトドアヴィレッジやかげ設置条例制定について
- 議案第90号 矢掛町都市公園の指定管理者の指定について
- 議案第91号 アウトドアヴィレッジやかげの指定管理者の指定について
- 議案第92号 令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第93号 令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第94号 令和7年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）につ

いて

議案第95号 令和7年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

議案第96号 令和7年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第97号 令和7年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
について

議案第98号 令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第99号 令和7年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について

陳情第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める
陳情

○議長（浅野 毅君） 日程第1，議案第74号から議案第99号まで及び陳情第6号を一括議題とし、委員長報告を行います。

これらは、去る3日の本会議において審査をお願いした案件で委員会審査も終了しており、陳情については別紙のとおり報告書も提出されておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長，産業福祉常任委員長，予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それでは、まず、総務文教常任委員長，石井信行君をお願いします。石井君。

○8番（石井信行君） 去る12月3日，本会議で総務文教常任委員会に付託されました条例制定案件11件，陳情案件1件の審査概要について，報告をいたします。

まず，条例制定案件の審査について1つ目，議案第74号，矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定については，質疑・討論が無く，委員会の審査としては，全会一致で了と決しました。

2つ目，議案第75号，矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について，これでこの質問は「町で該当する場合はあるか？」「適用する場合はある」ということで，特に主な場合として，「町外在住の町内に不動産を所有している方，特別養護老人ホームに入居している方などが該当する」という答弁がありました。

その後討論は無く，委員会の審査としては全会一致で了と決しました。

議案第76号，矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定については，通勤手当の金額の積算根拠，これに対する答えは，町の立場を考慮して，立地を考慮して設けられている額に対して，人事院勧告で示された額を上乗せして調整というお答えがありました。

ほかに質疑は無く，討論も無く，委員会の審査としては全会一致で了としました。

議案第77号，矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定については，質疑は無く，討論も無く，委員会の審査としては全会一致で了としました。

議案第78号，矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定については，「どのくらいの利用があるか」というお尋ねがあり，「証明書発行の3分の1程度の利用がある」という答弁がありました。「周知については」というお尋ねに対しては，「広報紙等で周知する」という答弁がありました。

討論は無く、委員会の審査としては全会一致で了としました。

議案第 79 号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定については、質疑・討論は無く、委員会の審査としては全会一致で了としました。

議案第 80 号、矢掛町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定については、「6 期から 8 期に変更するとどのような影響があるか?」「一期ごとの金額は上がる」という答弁があり、「納税する人の移動の問題はどうなるか」という質問に対しては、「口座振替への変更を極力促す努力をする」という答弁がありました。

討論は無く、委員会の審査としては全会一致で了承しました。

議案第 81 号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、「6 期から 4 期になって一期ごとの金額が増える。そのことについて担当課の認識は?」「一期ごとの納める金額は確かに増える」と、そのほかに質疑は無く、討論も無く、委員会の審査としては全会一致で了承しました。

議案第 82 号、矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、質疑・討論も無く、委員会の審査としては全会一致で了としました。

議案第 85 号、矢掛町企業立地促進条例を廃止する条例制定については、執行部のほうから補足説明があり、廃止の経緯としては、当該条例はカモ井加工紙工場誘致の際、岡山県からの交付金を活用するために制定された。このたび県条例を廃止し、交付要綱に一本化するという動きがあったために町としても国・県に合わせて条例を廃止したという補足説明がありました。「複数助成制度があったがどうなるか」という質問に対しては、「町独自として残す事業については、要綱へ一本化し、残す」というお答えがありました。ほかに質疑は無く、討論も無く、委員会の審査としては全会一致で了としました。

議案第 86 号、矢掛町放置自転車等対策条例制定について、「どの程度この放置自転車が存在しているのか」というお尋ねに対しては、「職員が目視で概数的に把握しているほか、外部から困り事として意見が寄せられている程度の把握である」というお答え。それから、条例としては全町的なものではあるが、主には矢掛駅の放置自転車への対応を想定していると、今までの駅管理の関係で数年に一度、移動警告書を添付し、一定期間経過後に撤去するなどその都度協議をしながら職員が対応してきたこと、条例で規定することで対応方法を決定しておくものであるという補足説明がありました。

お尋ねとして、「条例には罰則規定が設けられていないが、この条例制定が抑止力になるのか」というお尋ねに対しては、「2,000 円程度の過料を検討したが、撤去費用の実費徴収にとどめる。町内在住者ばかりがその対象となりかねず、町外在住の所有者からの徴収は現実的に難しいことを考慮して、このようなかたちにした」という答弁。放置自転車を取りに来る者があれば費用を請求するという程度にとどめているという補足もありました。「周知をどのようにするのか」というお尋ねに対しては、「駐車場に警告の掲示を掲げる予定だ」、「移動警告書の添付は誰が行うのか」という質問には「施設担当課が直営で行う予定だ」という答弁。それから「放置されていると認める期間はどれくらいにいいと考えているのか」という問いに対しては、「移動警告書を添付後、7 日間を想定している」という答弁がありました。

ほかに質疑が無く、討論も無く、委員会の審査としては全会一致で了といたしました。

以上が、条例制定についての審査概要です。

2 つ目、陳情の審査について、陳情第 6 号、選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める陳情。陳情人から陳情趣旨の説明があった後、質疑に移りました。

質疑では、「政府が旧姓使用の法制化のために動き出しているようだが、選択的夫婦別姓制度の法制化

がなければならないという考えか」という質問には、「国際社会では旧姓使用では通用しないというからそうだ」という答弁、それから「夫婦別姓が認められた場合に発生し得る社会生活での混乱や子どもへの影響はどう考えているか」それに対する答えとして、「子どもが生まれる際、両親がまずその子どもの姓を決定するようになるが、本人が15歳になる時、どちらの姓を名乗るかの選択をするような制度になれば良いと思う」というふうな答弁。

さらに参考人からの「選択することができるということ。同姓を希望するなら今までと同様、同姓が良い。あくまで同姓となることで不便に感じている方が別姓を選択できるように法制化することを求めているのである」という答弁がありました。

お尋ねとして、「日本の文化の中で、苗字——姓に関する制度は変化してきており、時代に即した適時最適な制度に変遷してきたのではないか。子どもたちにとってどのような影響があるか、離婚したらどうなるのかなどさまざまな状況を考慮する必要があり、そして憲法違反かどうか、それをどう考えているのか」というお尋ね。それに対しては、参考人からは「氏名の自由、婚姻の自由という点で、憲法の規定に沿わないと考える。法務大臣は法制審議見直しを諮問し、1996年には選択的夫婦別姓制度の導入は中心的政治課題として答申されている。そこから長きにわたり進捗はなかったが、今年28年ぶりに審議入りをしている。時代のニーズの高まりを感じており、取り上げていただきたい」という答弁がありました。ほかに質疑は無く、討論に移りました。

討論では、賛成意見として、改姓を望まないために事実婚を選択する人もいる。手続きが煩雑であるという点よりも、姓を変えなくてはならなかった人のメンタルを尊重すべきであると考え。選択肢を増やすという観点から、陳情の採択に賛成であるという討論。それから、反対の討論、所得税の配偶者控除、遺産相続の権利の保障など全てがクリアされた上で、選択的夫婦別姓を法制化しなければ不都合が生じる方がたくさん現れる可能性が高い。国際社会では認められないという選択状況に対して、国として働き掛けをするという動きもあるようだ。法制化により新たに不幸になる方ができないよう衆参両院選挙代議員制度の中で、国民がそれぞれ判断すべき事であるという討論。もう一つの反対討論は、旧姓使用の法制化が進んでいるようである。また、パスポートへの旧姓併記も認められている。今は現政権の動きを見守るべき。時期尚早で陳情の採択には賛成できないという意見。それから、反対討論です、子どもの姓の問題が大きな課題。兄弟で姓が違う、氏ですね、名字が違う状況は、やはり社会生活を混乱させ、幼少期はいじめなどトラブルに発展しかねないという反対討論。それから時期尚早だという反対討論がありました。

討論の末、採決をしました。委員会の審査としては、賛成少数で不採択と決定しました。

以上、総務文教常任委員会から条例制定案件、陳情案件の審査概要の報告を終わります。なお、不足の点がございましたら、同僚委員に補足をお願いすることといたしまして、報告を終わります。

○議長（浅野 毅君） 続いて、産業福祉常任委員長、田中輝夫君をお願いします。田中君。

○5番（田中輝夫君） それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る12月3日の本会議において産業福祉常任委員会に付託を受けました本町条例の一部を改正する条例制定の議案3件及び条例制定の議案2件について、12月4日に付託議案審査のため、産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと副町長、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。個別の質疑応答内容につきましては会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告をいたします。

議案第 83 号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定については、「今回の改正で語句以外の変更点は何か」の質疑に、「地域限定保育士の採用が可能になった。平成 27 年度に制度が創設され、都道府県又は政令市が地域限定保育士試験を実施し、登録して採用するもの。採用後 3 年間は取得した自治体で保育士として働くことができ、4 年目からは、他の自治体でも勤務が可能となるもの」

「本町として実施する予定はあるのか」との質疑に、「町内では必要な保育所は確保されているので現時点で予定はない」などの質疑応答を行いました。

討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 84 号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例制定については、町内に該当する施設は無く、条例を整備しておくものであり、特段の質疑はありませんでした。

討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 87 号、矢掛町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、「特定乳幼児等通園支援事業の趣旨は何か」の質疑に、「こども誰でも通園制度を実施するため国が示した事業。対象は、保育園を利用していない子どもが対象で、本町は余裕活用型として実施する予定。町内 3 保育園と認定こども園の 4 園で実施予定」

「一時預かり事業との相違は何か」との質疑に、「一時預かりは、保護者に用事がある場合に利用できる制度だが、こども誰でも通園制度は保護者の事情に関わらず、子どものためにいつでも利用できるもの」

「利用する対象者数の把握及び現在雇用の保育士数で対応可能なのか。不足であれば保育士を増員する考えはあるのか」の質疑に、「余裕活用型は、定員に対して余裕がある場合に受け入れる。現時点では対応可能と見込んでいる。こども園・保育園の定員は、施設の面積要件も関係しているため、単に増員のみで対応できるものではない」など質疑応答がありました。

討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 88 号、矢掛町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例制定について、児童クラブの名称を統一する考えの質疑に、現在利用する子どもたちが混乱しないよう名称変更は考えていない。

管理運営者の選定の質疑に公募したところ、4 社の応募があり、選定会議の委員で審査を経て決定している。

「土曜日の実施やおやつ代など地区によって運用に差があったが、今後はどうなるか」との質疑に、「地区によっては利用料とは別に負担金を取っていたりするなどが解消される。また、地区によっては課題となっている支援員の高齢化も解消される。現在の児童クラブの良いところは残しながら進めていきたい」

井笠圏域又は県下での民間委託状況の質疑に、「現在井笠圏域で民間委託した自治体はない。県下では、1 市 1 町が民間委託している」

「民間事業者へ委託したが、諸事情により元の運営に戻した事例もあるようだが」の質疑に、「直営は考えていない。児童クラブには、全国的にさまざまな先進事例が出てきている。子どもを預けるだけだった昔とは違い、役割が広がってきている。町の直営でできることは限られており、民間事業者を活用していきたい」

利用料と利用料の減免措置の質疑に、「利用料は今年度町内で統一したので変更はない。入会金が必要だった地区は、それが不要となる。利用料の減免は、今年度より町民税非課税世帯を半額減免しており、引き続き実施していく」

民間事業者へ委託するメリットの質疑に、「発達障害を持つ子どもへの対応も実績のある民間事業者に委託できる。支援員の配置も町内全体で調整しやすくなり、安定的な児童クラブの運営ができる」など質疑応答がありました。

討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第 89 号、アウトドアヴィレッジやかげ設置条例制定について、開業時間とキャンプサイト利用者の対応の質疑に、「施設の開業時間、キャンプ利用者の受付窓口も施設開業時間の午後 6 時までとしている」

キャンプで 2 泊する場合のチェックインアウト時間の取り扱いの質疑に、「期間中はチェックインアウト時間に関係なく 2 泊通して使用可能」

「使用料金の 1 回当たり料金設定されているものは、時間制限を設けるのか」の質疑に、「カヤック・サップなどが該当するが、どれも指定管理者が実施する体験教室で使用する際の料金設定である」

「ドッグランは無料か」の質疑に、「ドッグラン利用者はペットを連れてきているキャンプ利用者を想定している。ペットは利用者とともにサイト内に滞在させることができる」

「降雨量が多く、水位が上昇するなど危険な場合は、水上アクティビティに規制を掛けるのか」の質疑に、「指定管理者によるものは気象状況により運用上の制限を設けるが、個人がカヤック等を持ち込んで水上アクティビティを楽しむ場合は、強制的に規制を掛けることはできない。場内に危険性を示す規制看板等を設置し、注意喚起する」

テナントエリアの入居使用料の質疑に、「店舗として使用するモンベルと J A が負担するもの」

「全ての施設を指定管理者であるモンベルが管理することになるが、防災公園や親水公園も有料施設となるのか」の質疑に、「詳細は今後協議して協定でまとめる。当該条例で規定している金額は、全て上限を定めるもので、金額は指定管理者が上限内で決定する。条例で規定がないと有料にすることができないため定めている」など、質疑応答がありました。

討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。

不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（浅野 毅君） 続いて、予算決算常任委員長、原田秀史君お願いいたします。原田君。

○6番（原田秀史君） それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る 12 月 3 日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました 10 議案につきまして、12 月 5 日に予算決算常任委員会を開催し、全委員出席の下、町長、副町長、教育長のほか関係職員から説明を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

質疑応答の詳細は会議録を御覧いただくとし、その審査概要と結果について御報告いたします。

まず、議案第 90 号、矢掛町都市公園の指定管理者の指定についての審査では、質疑、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 91 号、アウトドアヴィレッジやかげの指定管理者の指定についての審査では、入居使用

料の算出根拠等について質疑応答がありましたが、討論は無く、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第92号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）についての審査では、債務負担行為補正のうち放課後児童クラブ運営委託における委託費についての見解及び保護者からの意見聴取。衛生費では、ナガエツルノゲイトウ駆除費の内訳と対応策の実効性及びスズメバチ駆除費について、現時点での未対応の件数。教育費では、防災かまどベンチの管理主体、活用方法について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第93号、令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審査では、支払準備基金の繰入金の減額の経緯について質疑応答があり、その後の討論では、今後の国保税の展望について今以上に説明してほしいという思いからとの反対討論がありましたが、審査の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

次に、議案第94号、令和7年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての審査では、税整理組合による徴収件数及び準備金の残額について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第95号、令和7年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審査では、質疑、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第96号、令和7年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）についての審査では、質疑、討論は無く、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第97号、令和7年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についての審査では、職員紹介料の詳細について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第98号、令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）についての審査では、質疑、討論は無く、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第99号、令和7年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）についての審査では、質疑、討論は無く、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査概要と結果であります。不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（浅野 毅君） それぞれの委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

ちょっと待ってください。8番石井君。

○8番（石井信行君） 議案第92号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、かわまちづくり事業の一点に絞って反対討論とします。

予算決算常任委員会でお尋ねしたところ、今までどれぐらい掛かっているかということをお尋ねに對して、20億ぐらい掛かるということで、いま8億6,000万円が国から来ているということでした。

一般質問の場でその質問がこの間に合わなかったのは、その後予算が出て、これでまた1億も追加があるということで、一般質問でお尋ねしたんですが、発言通告になかったから、それはここでは正確な数字が答えられないということでお答えいただけませんでしたので、予算決算常任委員会でお尋ねしましたら先ほど言ったような数字でした。

これは、一体最初の計画から見るとどうなるんだろうかという心配を、とても心配しておりますし、それからいま国の動向を見ると、本当に国からの予算が来るんだろうかという不安を私は非常に思っております、何かこう、それともう一つどうしても言いたいのは、あの一帯の町筋の方からどうしても言ってくれて言われてたびたび言ってるんですが、道の駅を作る時には物販駄目、飲食駄目と言ったのに川向こうになったらなんでええんならと。ほんならわしらの所へは全然来んなるじゃないかというふうに言われたっていうことを一般質問でもお尋ねしたんですけど、それに対しては、まちづくりが広がっているんだ、こっただけじゃなくて向こうも広がっているんだからというお答えでした。それではちょっと話が違うぞっていう思いと、それから今後の財政運営に支障を来すのではないかと、2つの点から、どうしてもかわまちづくりについては疑問点が多いので、反対討論とします。

○議長（浅野 毅君） ほかに、議案第92号に対する討論はありませんか。6番。

○6番（原田秀史君） それでは、議案第92号に賛成の立場から討論を行います。

今回の補正につきましては、来年度オープン予定のかわまちづくり事業の完了に向けての必要経費及び定額タクシー利用助成金、スズメバチ駆除費補助金やいま全国的に報道され大きな問題となっておりますナガエツルノゲイトウの駆除費、また先ほどこの議案に対しまして反対討論されました方が請願の紹介議員となり、実現いたしました高齢者補聴器購入助成金など生活に密着した予算のほか、この夏の酷暑の影響により、修理等が必要になった農業用施設の修繕に必要なかんがい排水工事費補助金など早急な予算措置の必要が認められます。

以上の観点から、議案第92号に賛成をいたします。

○議長（浅野 毅君） ほかにございませんですか。

[なし]

○議長（浅野 毅君） それでは、議案第92号に対する討論は終結いたします。

それでは、92号以外で、先ほど挙手のありました3番福田君。

○3番（福田京子君） 陳情第6号、選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める陳情について賛成の立場で討論を行います。

夫婦別姓で婚姻生活を続けたい、そういう人の思いを支持することは、憲法を遵守する意味でも基本的人権12条の平等権で守られる範ちゅうにあると考えます。13条の個人の尊重の幸福を追求する権利、これにも相当するものと考えます。

現状の民法などの物差しで測るとすれば、整合性が取れないという面が出てくるでしょうけれども、それは制度改革レベルの問題であって、その問題は憲法遵守の下であっても十分解消することができるものと考えます。

委員会の中でも、生まれてくる子どもはどうなるのかといったような懸念する御意見もありました。しかし、制度改革がなされれば、懸念の解消は可能と考えます。

また、今の多くの方が同姓であるということ、いま現状の民法ではそうなんですけれども、そういう中であえて別姓を選択する夫婦が子どもに何の説明もせず中傷の中に我が子を晒すとは到底考えら

れません。なぜ別姓を選んでいるのか、それを丁寧に伝え、逆に胸を張れるような育て方をすることに違いないと考えます。

明治以降に民法で一般の人にも及んだ家制度は1947年の民法改正で廃止されています。しかし、いまだ慣習的に意識の中でその感覚が残っている人たちもあるようです。

しかし、妻を無能力者と扱うような時代での民法、それからは脱却して夫婦は対等に扱われなければならないはずです。

今や経済的自立をして社会的な立場を確立している女性たちが数多くいる中で、事実婚をしている夫婦あるいはその家族は、不都合な面が多々出てきています。遺産相続や税制上の優遇ができないこと、そういうことはもとより、それよりも医療行為、つまり意思表示ができないような病気や怪我の場合、同意などの代理人になれないと制約があります。精神的に大きなダメージを受けるということです。

また、パスポートでは通称として旧姓を使える範囲を拡大しているというものの、そのICチップには旧姓のデータは含まれていないので、国によってはかえってトラブルになる可能性もある、そんな実態も耳にいたします。

根強く残る意識の中に、家父長制があるようですが、共働き、育児休暇が普通になりつつあるいま、そうした流れを受け入れ認めていき、社会的な動きの一つとして選択的夫婦別姓、あくまでもこれは選択なんですから選択的である夫婦別姓、それを選びたい人、選ぶ人の生き方を認めて、そのための制度を改革していく必要があると考えます。

特別に認めるといった姿勢の扱いではそういう扱いではなくて、普通に同等であることを保証することこそ、基本的人権の理念が生かされると考えます。

以上をもって、陳情第6号、選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める陳情に賛成の討論といたします。

○議長（浅野 毅君） はい。陳情第6号に対する討論は、9番。

○9番（花川大志君） 私は陳情第6号の採択に反対の立場で討論を行います。

最高裁の判決が夫婦同姓の現行法を合憲とした司法府の現状に鑑みれば、まずは立法府の現在の動きを静観すべきと考えます。

選択的夫婦別姓制度の法制化には、税制上のあらゆる法整備が必要であるのではないかと推察いたします。主に、夫婦間のことについてであります。

例えば、所得税の配偶者控除、同特別控除の適用外となること、また遺産相続の権利の保障や相続税の特例も現行法では夫婦別姓制度においては、お互いが法定相続人になれないなどの事由で不適用となる恐れがあるからであります。単に夫婦別姓による利便性や男女平等に関する感情論で論じられるべきものではないと私は考えます。

また、根拠となっている日本固有の戸籍制度は、父方母方の親族関係を明らかにし、いわゆる親戚・身内といった関係性を担保するものであり、別姓制度が進めば、叔父叔母、いとこ、はとこ、ふたいとこなどその呼称は現在の言論の中から、だんだんだんだん衰退していく恐れがあります。

日本固有の戸籍制度は、傍系の一体感を生み、さまざまな困難・難儀に対して、親族一同が協働し、助け合う素地を作っております。

これが別姓制度を導入したらどう変化していくのか。現在の社会状況では、徐々に親戚間の共同意識が希薄になっており、特に別姓により、父方母方の分断が進むのではないかとの懸念を禁じ得ません。

まずは、立法府の裁定プランを傍観し、その成り行きをしっかりと国で審議していただくこと、これが第一と考えております。その意味において、基礎自治体議会として町民にさまざまな考え方やあるいは希望・思いがある中、いかに議会と町民代表機関である議会といえども、一方の考え方のみを記載した意見書を国に提出することは平等ではないと考えますので、同陳情の採択には反対をいたします。

○議長（浅野 毅君） ほかに、議案第6号に対する討論はありませんか。8番石井君。

○8番（石井信行君） 陳情第6号、選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める陳情についての賛成討論を行います。

いま、国会に上程されようとしている旧姓使用法制化、つまり通称使用を狙う法案が検討中との報道があります。

これは、1996年に夫婦別姓の導入について法務大臣の諮問を受けた法制審議会の答申を基にする、こっからちゃんと選択的夫婦別姓制度について論議しなさいという答申を得て、28年ぶりに始められた国会審議が今始まったばかりなのですが、これを内閣府の法案として出そうとして、この論議をもう真っ白けにして上書きして、通称制度を入れれば済ませるというふうな形にしようとしています。

今まで使っていた名字をよく知られた環境では使えるという通称使用では、国際的に全く通用しないからで、この多くの国民がそれには困ってるわけです。特に金融機関、相続をめぐる書類、学术论文の発表などで困難に直面している人々にとっては、何の支援にもならないからです。経済界からも日弁連からも国への声明として、そのことを訴えています。

それで、令和4年の3月22日最高裁判所で争われた損害賠償請求事件で民法第750条及び戸籍法74条1号は、これは憲法24条に違反するとの意見が付された事例があります。これは15人の最高裁判官のうち10名が民法第750条及び戸籍法74条1号は、合憲である。5名の裁判官が違憲だとしました。5名のうち3名の女性裁判官は全員違憲としました。

そのうちの一人渡邊恵理子さんという裁判官の意見が代表意見として付されています。それによりますと、日本国憲法では24条で“婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。”

2つ目に、“配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。”と定めています。

これは、裁判官の意見ですよ。

一方、民法では750条、“夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。”それに基づく戸籍法74条1号は、“婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。一 夫婦が称する氏、二 その他法務省令で定める事項”で、この裁判官の意見としては、婚姻の自由に対する本件各規定による制約には、客観的な合理性があるとは認めがたい。従って民法750条及び戸籍法74条1号の規定は、個人の自由を侵害するものとして、憲法24条に違反するというべきであるという答えを付議してるんですね。

私は、その請願については、この憲法が上からの一方的な決定に対して、国民の下から作り上げていくという趣旨で作られている。政府の声と再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を制定するという基に地方自治法が作られています。この地方自治法に基づいて、請願陳情の権利を国民に付与しています。

ですから、国のことを一地方自治体はうんぬんするというものはちょっと問題があるだとか、あるいはできないのだというのは憲法の立場を理解してない、あるいはそれを踏まえていない議論というべきで、時代錯誤の考えであると言わざるを得ません。

家制度そのものでもこう書いてあります。日本国憲法第24条に、この旧民法上の家制度は反するとして廃止されました。こういう経緯があります。

親子の縁を切る、勘当するなど、法的根拠を失っていますが、考え方として家父長制度の考え方は今も残っています。しかし、婚姻・相続・その他で家長の言うとおりにならなくなっているし、上位法、憲法に基づく戸籍法なりいろんな法律は、上位法が改正されれば下位法は変更を余儀なくされることは当然です。

子どもの氏、姓をどうするか。兄弟で姓が異なれば混乱が起きるなどの議論もありますが、これは親同士の問題、家族内での問題として親が別姓を選択すれば当然に予想されることで、どうすればいいか親が考えて子どもを大きくしていることでしょうし、15歳になるときに子どもに選ばせる、それをさせれば済むことだと思います。

問題は夫婦どちらかの姓、氏にしなければならないという今の制度によって、不都合が起こり、社会的に活躍する女性が、特に多くの場合女性が多いんですが、自分の社会人としてのキャリアやアイデンティティを認めてもらえない状況は多く起こっている。そういうことが、起こっている問題として提起されています。

日本商工会議所あるいは日弁連の声明でも、1日も早く別姓を認めて欲しいと国会へ要請しています。その一環としてのこの陳情です。ぜひとも国会に夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める陳情に、他の自治体とともに、国会論議を前に進めさせていこうではありませんか。

夫婦で同じ姓にしたい人は今までどおりすればいいし、別姓その選択肢を増やせば済むことではないかと思います。それが国際的な要請であると考えます。

以上、陳情第6号への賛成討論とします。

○議長（浅野 毅君） はい。陳情第6号に対する討論はほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） はい。陳情第6号に対する討論を終結いたします。

議案第92号と陳情第6号以外の議案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） なしと認めます。これで、討論を終結いたします。

それでは、ただいまから討論があつた案件以外について採決を行います。

お諮りいたします。議案第74号から議案第89号までの条例制定・改正・廃止案件16件、議案第90号及び議案第91号の指定管理者の指定案件2件、議案第93号及び議案第94号から議案第99号までの補正予算案件7件について、委員長報告はこれを可とするものでありますので、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よつて、議案第74号、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第75号、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第76号、

矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 77 号、矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について、議案第 78 号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について、議案第 79 号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第 80 号、矢掛町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について、議案第 81 号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第 82 号、矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 83 号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について、議案第 84 号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 85 号、矢掛町企業立地促進条例を廃止する条例制定について、議案第 86 号、矢掛町放置自転車等対策条例制定について、議案第 87 号、矢掛町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、議案第 88 号、矢掛町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例制定について、議案第 89 号、アウトドアヴィレッジやかげ設置条例制定について、議案第 90 号、矢掛町都市公園の指定管理者の指定について、議案第 91 号、アウトドアヴィレッジやかげの指定管理者の指定について、議案第 93 号、令和 7 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 94 号、令和 7 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 95 号、令和 7 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 96 号、令和 7 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、議案第 97 号、令和 7 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について、議案第 98 号、令和 7 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、議案第 99 号、令和 7 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、は、それぞれ原案のとおり可決することに決しました。

議案第 92 号、令和 7 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）について、討論がありましたのでこれより採決を行います。

お諮りいたします。議案第 92 号、令和 7 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）についてに対する委員長報告はこれを可とするものでありますが、本案件に対し、先ほど反対賛成それぞれの討論がありましたので、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。議案第 92 号、令和 7 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）についての案件を採択に賛成とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（浅野 毅君） 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第 92 号、令和 7 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

次に討論のありました陳情第 6 号について、これより採決を行います。

お諮りいたします。陳情第 6 号、選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める陳情に対する委員長報告は、これを不採択とするものでありますが、本案件に対して先ほど反対賛成それぞれの討論がありましたので、起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。陳情第 6 号、選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める陳情について、採択に賛成とする諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（浅野 毅君） 起立少数と認めます。御着席ください。よって、陳情第 6 号、選択的夫婦別姓

制度の法制化を進める意見書の提出を求める陳情は、不採択と決しました。

お諮りいたします。先ほど町長より、議案第101号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについて1件の追加議案の提出がありました。議会運営委員会開催のため暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

ここで、お知らせいたします。10時35分から議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様には、委員会室に御参集ください。暫時休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（浅野 毅君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議案第101号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについて1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。ここで議案配付のため、暫時休憩いたします。暫時休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

○議長（浅野 毅君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第2 議案第101号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

**○議長（浅野 毅君）** 日程第2、議案第101号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第101号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

矢掛町教育委員会委員の近藤裕紀氏が、令和7年12月31日をもって辞職されることになりました。このことに伴いまして、新たに、矢掛町里山田1121番地河上朋子氏を任命させていただきと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、この議会で同意を求めるものでございます。

経歴につきましては、お手許に配付いたしております資料番号14を御覧いただきたいと思います。河上朋子氏は、子ども・子育て会議委員をはじめ、これまでに矢掛公民館運営委員会委員、学校関係評価委員、町立図書館協議会委員などをお願いしており、本町の教育行政の発展に御尽力いただいております。

任期につきましては、令和8年1月1日から、近藤氏の残任期間であります令和10年9月30日まででございます。

なお、教育委員は現在、渡邊 求氏、三宅祐志氏、青江淳子氏とこのたび改選されます一名の計4名でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第 101 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第 101 号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第 7 条の規定により、本日をもって第 7 回矢掛町議会第 4 回定例会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、第 7 回矢掛町議会第 4 回定例会は、閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山岡 敦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和 7 年第 7 回矢掛町議会第 4 回定例会につきましては、9 日間の会期でありましたが、上程いたしました条例案件や補正予算などのほか本日追加提案をさせていただきました人事案件を含め、30 議案につきまして慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり御決定いただき、まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきますと存じます。

さて、現在矢掛町では長引く物価高の中、町民の皆様の生活を支援するとともに町内での消費を下支えするため、矢掛町生活応援商品券を全世帯に配付いたしております。商品券の使用期限は 12 月末までといたしておりますが、11 月末時点での使用率は、67.8 パーセントとなっております。期限を過ぎますと御使用いただくことができなくなりますので、どうか期限内に御使用いただければと存じます。

そして、これから本格的に新年度の予算編成に着手いたしますが、国や県の方針などの情報収集に努めながら、現在御審議いただき、策定中であります第 7 次矢掛町振興計画とも整合が取れるよう配慮してまいります。

また、この議会でわたくしは、引き続き町政を担当させていただきたく、次期に向けての所信を述べさせていただきました。議会とそして町民の皆様とともに、住み続けたいまち、そして進化し、成長し続けるまちを目指して、一緒になって取り組んでまいりたいと存じます。

最後になりましたが、これから年の瀬に向け慌ただしく、また、寒さも一層厳しくなっております。どうか、お体には十分御留意いたされまして、輝かしい新年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅野 毅君） 以上をもちまして閉会といたします。なお、この後 11 時から議会全員協議会

を開催いたしますので、議員の皆様には議会全員協議会室へ御参集ください。それでは皆さん、お疲れ様でした。閉会。

午前10時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員